

「(仮称) 中紀第二ウィンドファーム事業」計画段階環境配慮書に係る
環境の保全の見地からの和歌山県環境影響評価審査会意見

1 総括的事項

本事業は、県内最大のブナ林を有し、様々な動物が生存する護摩壇山から日ノ御崎に至る白馬山脈において、有田川町と日高川町の境界部分となる稜線部分に発電出力2,000キロワットから3,400キロワット級の風力発電設備を最大15基設置し、発電する計画となっている。

白馬山脈では、既に、本事業者により西側から「広川・日高ウィンドファーム事業」及び「中紀ウィンドファーム事業」が実施されており、その東側を事業実施想定区域としている本事業は、白馬山のブナ林等、より自然度の高い地域により近接することとなり、自然環境への影響が懸念され、十分な配慮が求められる。

また、事業実施想定区域は、全域が森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された保安林となっているほか、周辺には砂防法（明治30年法律第29号）に基づき指定された砂防指定地、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域等が存在し、土地の改変に慎重を要する地域である。

事業実施想定区域の周辺では、過去に本事業者により実施された環境影響評価において、クマタカ等の稀少猛禽類の生息が確認されており本事業の実施による鳥類への重大な影響が懸念される。

事業実施想定区域及びその周辺は自然環境・生態への影響が懸念され、配慮が求められる地域であるにもかかわらず、本計画段階環境配慮書では、事業実施想定区域の設定に至った検討過程の説明が十分ではなく、本事業者がこれまで実施してきた風力発電事業に基づく知見を開示し、反映していないなど、適切な計画段階環境配慮がなされているとは言いがたい。

このため、方法書以降の環境影響評価図書の作成に当たっては、対象事業実施区域の設定及び風力発電設備や工事用道路の配置について、地域の情報や事業者の保有する知見を十分活用し検討すること。また、それらの経緯等について、客観的な根拠となる情報も含め適切かつ正確に記載すること。結果として、重大な環境影響が避けられないと判断した場合には、対象事業実施区域の見直し及び基数や出力の削減を含む事業計画の全体的見直しを行うこと。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

事業実施想定区域及びその周辺には住居等が存在しており、これらに対する騒音及び超低周波音による重大な環境影響が生じるおそれがあることから、本事業者及び他事業者の県内の既設風力発電機についても十分に把握、精査した上で、専門家等からの助言を得ながら詳細な調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、十分な離隔距離を取る等により重大な影響を回避又は十分に低減すること。

(2) 土地の改変による自然環境への影響

専門家等からの助言を得ながら、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、自然環境への重大な影響を回避又は十分に低減すること。

(3) 動植物及び生態系

クマタカ等の鳥類に対する影響については、既設風力発電所における衝突事故に関する知見や、関係団体及び専門家等からの助言を踏まえ、適切な手法（期間・時期、地域・地点等）により生息に関する実態調査を含む調査、予測及び評価を実施し、これらの結果を踏まえ、風力発電設備の配置等を検討し、本事業の実施に伴う重大な影響を回避又は十分に低減すること。

事業実施想定区域の東側近傍の白馬山には「白馬山のブナ林」や県指定文化財（天然記念物）「オオダイガハラサンショウウオ」の生息域が存在し、本事業の実施に伴い重大な影響を受ける可能性が極めて高い。そのため、少なくとも林道宇井苔白馬線と林道白馬線の接続地点から東側の地域については、緩衝地帯として対象事業実施区域から除外すること。

(4) 景観

本事業は、白馬山脈の稜線部分の景観を大きく変えるおそれがあるにもかかわらず、どのように景観を保全していくか、具体的な考えが示されていない。方法書においては、景観をどのように保全していくのか、事業者としての考えを明らかにした上で、専門家等からの助言を得ながら詳細な調査、予測及び評価を行い、風力発電設備の配置等を検討し、重大な影響を回避又は十分に低減すること。

特に、主要な眺望点からの眺望景観の著しい妨げとなる風力発電設備の設置及び稜線を分断する等、眺望の対象に著しい支障を及ぼす風力発電設備の配置を回避すること。

なお、主要な眺望点だけでなく、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所や近傍の住居についても身近な眺望点として選定し、適切な方法により調査、予測及び評価を行うこと。

(5) その他

ア 方法書以降の環境影響評価図書は、図書を広く公表し、様々な方面から意見を聴取することを踏まえ、一般にもわかりやすいものとする。

イ 助言を求める専門家等については、当該地域を熟知した者に依頼すること。

ウ 方法書以降の手続については、単に既公表の環境影響評価図書（前例）等に基づき機械的に実施するというのではなく、地域特性や事業特性を十分把握し、地域の実態に即した調査、予測及び評価を実施すること。

エ 本事業に対しては、地域住民から生活環境や自然環境への影響、洪水や土砂災害の発生を危惧する意見が多数寄せられている。環境影響評価は、情報公開、説明による地域とのコミュニケーションの手続であることから、事業者としての説明責任を果たすとともに、積極的に地域との対話に努めること。特に住民が心配している騒音・低周波音に関しては、全国の風力発電事業における状況等、具体的な内容を用いて丁寧に説明すること。